

# 八丈町農業委員会

## 第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年4月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和2年4月24日(金) 9:00~11:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：8名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司(欠席)
委員	1	磯崎 正(欠席)	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁(欠席)	〃	10	奥山 完己(欠席)
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲(欠席)
〃	5	磯崎 典雄(欠席)	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：6名

5. 農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	浅沼 孝教(欠席)
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：7名

7. 会議録署名委員の指名：2番 伊勢崎 武二委員、4番 菊池 寛委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 令和2年度八丈町農業委員会活動目標の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：0名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 本日は今年度第1回目の総会ではありますが、事前に事務局から説明がありましたように、コロナウイルス感染拡大対策としまして、今月より出席者数を縮小した形での開催となりますことご了承ください。それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、2番委員・4番委員をお願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 〈会長活動報告〉

議長 次に事務局長活動報告ですが、今年度より新しく高野事務局長に変更となりましたので、今後よろしくをお願いします。それでは、事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 〈事務局長着任挨拶&活動報告〉

議長 それでは議案に移って参ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和2年4月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝  
番号1 農地の所在 大字●●●番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振外  
面積 303㎡ 権利種別 3条有償移転  
譲渡人 ●●●●  
譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。  
譲受人 ●●●●  
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。  
作付予定作物は野菜です。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在無職であるため、農地取得後は奥様と協力して農業に従事し、季節に沿った野菜の栽培をしていくとのことですので全部効率利用・常時従事について

ては問題ありません。

下限面積については、経営面積が3アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号1農地に関しまして、4番委員お願いします。

農業委員4番 農地1について、譲受人の●●●●さんは相続によって今回の農地を取得しており、自身が島外に住んでいる為、今後耕作する予定はないとの事です。

そのため、譲受人の●●●●さんが取得し、今後は季節にあわせた野菜栽培などの農業を営んでいくとのことで、問題ないと思われます。よろしく願いいたします。

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年4月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農振内

面積7,330㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●● 利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉 期間 10年間 賃借料は無償となります。

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内

面積 2,977㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●● 利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 明日葉 期間 5年間 賃借料は無償となります。

つづいて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 申請地説明】

つづいて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2 申請地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この申請地については現在遊休化している状況ですが、今年度『農地の創出再生支援事業』を活用して開墾し、明日葉を栽培する計画となっております。

番号2の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。今回の申請地につきましては、この後の報告案件でも説明いたします東京都農業会議を通じた中間管理事業での貸借をつい先日まで行っていた土地であります。そのため、現在はきれいに整備されており、今後は明日葉の栽培をする計画となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、12番委員お願いします。

農業委員12番 番号1農地については、現在遊休化した状態ですが、取得後は開墾して明日葉の栽培を行うとの事です。なお、昨年11月に今回と同様に●●●●さんから●●●●さんに利用権設定を結んだ農地が今回の農地の隣の場所にあり、その際も遊休化していた農地を『農地の創出再生支援事業』を活用して開墾して、現在は明日葉の栽培を行っております。今回も同様に『農地の創出再生支援事業』を活用して明日葉の栽培を行っていくとの事ですので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。4番委員お願いします。

農業委員9番 利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者であり、明日葉部会にも加入しているとの事で問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 議案第2号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。

…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第3号令和2年度八丈町農業委員会活動目標の決定について上程いたします。事

務局説明願います。

事務局 議案第3号 令和2年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。  
令和2年4月24日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝  
別紙のとおり、本件については、令和2年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

2枚目の令和2年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。  
例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、ガイドラインとなるのが、ページ番号2から6にあります東京都農業会議においてとりまとめたしました『令和2年度農業委員会活動推進要領』および『農業委員会活動の積極的推進に関する決議』となります。  
この推進要領をもとに、町の実情等も踏まえて作成していることをご承知いただければと思います。

それでは活動目標案について説明いたしますので、ページ番号1をご覧ください。

令和2年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①農地パトロールの積極的な実施、②農地流動化の促進 ③農地の利用促進をはかるため、各種制度の周知をすすめる。

主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認、解決案の提言、②農協へ共撰共販体制改善への提案、③共撰共販のPR、主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのとともに地域農業の理解を深める活動を行う。

具体的な内容については、①八丈町農業担い手育成研修センターへの協力、②担い手との情報交換、③就農希望者の積極的な受入れ、④担い手への簿記管理等含めた経営指導・助言⑤農業者年金への加入促進となり、主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。としております。具体的な内容については前年度からの変更はなく、①座談会の開催及び内容等の検討、②意向調査回答の意向（意見）の収集分析③関係行政機関等に対する意見の提出 を挙げております。主担当委員は座談会担当になります。

重点目標5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①農業委員会だよりの編集、②農業委員会ホームページの編集、③は本年追加い

たしました収入保険制度等の新たな農業経営支援制度の周知を挙げ主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

重点目標6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①先進地視察を実施し、各農家へ情報提供する、②新種苗の研究を各機関に要請・協力する、主担当委員は視察担当になります。

説明は以上となりますので、ご意見・ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 議案第3号について、なにか他にご意見やご質問等がございますか。  
…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については許可することと決しました。